

船舶事故調査報告書

令和7年6月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月13日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市福島北東方沖 伊万里平瀬灯標から真方位250° 290m付近 （概位 北緯33° 23.9′ 東経129° 50.8′）
事故の概要	遊漁船とびうおVIは、南東進中、浅所に乗り揚げた。 とびうおVIは、船尾部外板に亀裂、舵軸に曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和6年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 とびうおVI、3.3トン SA3-24894（漁船登録番号）、個人所有 9.70m (Lr) × 2.68m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、235kW、平成13年12月 第290-62768号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照）
	
	写真1 本船の外観
乗組員等に関する情報	船長 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 令和5年2月22日 （令和10年4月14日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	船尾部外板に亀裂、舵軸に曲損、プロペラ翼に曲損及び欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮高 約1.8m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首約0.4m、船尾約1.5mの喫水により、令和6年6月12日14時00分ごろ佐賀県伊万里市波多津漁港の定係地を出発し、長崎県平戸市生月島沖の釣り場に到着した。</p> <p>船長は、昼夜2回、釣り客に釣りを行わせた後、帰航することとし、翌13日02時00分ごろ釣り場を出発し、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、手動操舵により、約10ノットの対地速力で帰航を始めた。</p> <p>船長は、福島北方沖を東進し、福島と九州本土との間のコージボ瀬戸を通過してから本船を右転させ、福島北東方沖にある伊万里平瀬灯標を左舷船首方に見るようにして進路を定め、南東進を始めた後、左舷後方を向いて釣り客と会話を始めた。</p> <p>船長は、本船が僅かに右転を始めたものの、釣り客との会話に夢中になり、右転していることに気付かないまま操船を続け、乗揚の直前に前方に視線を戻したところ、伊万里平瀬灯標から大分離れていることに気付き、左舵を取ったが間に合わず、04時00分ごろ本船が福島北東方沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船を自力で離礁させることができなかったため、船長の家族に救援を依頼し、家族が操船する僚船が到着した後、本船を次の高潮時に引き出すこととし、釣り客と共に僚船に移乗して波多津漁港に戻った。</p> <p>本船は、07時15分ごろ本事故発生場所付近を通り掛かった人により118番通報され、08時44分ごろ本事故発生場所に到着した巡視船の職員によって無人であることが確認された。</p> <p>船長の家族は、海上保安庁から連絡を受けて事情を説明し、14時25分ごろ船長と共に本船を離礁させ、本船を定係地に係留した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、佐賀県知事から平成26年1月に遊漁船業者としての登録を受け、遊漁船の船長としての経験が10年以上あり、本事故発生場所付近での夜間航行の経験は豊富であった。</p> <p>船長は、本事故当時、眠気や疲労の蓄積はなく、健康状態は良好であった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、福島北東方沖を手動操舵で南東進中、船長が、釣り客との会話に夢中になり、進路及び船位の確認を行っていないことから、福島北東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、福島北東方沖にある伊万里平瀬灯標を左舷船首方に見るようにして進路を定めて南東進していたが、前路を見ずに釣り客と話をしてきたことから、無意識のうちに舵が右に取られていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、乗揚の直前に進路のずれに気付いて左舵を取ったものの間に合わず、福島北東方沖の浅所への乗揚を避けることができなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、福島北東方沖を手動操舵で南東進中、船長が、釣り客との会話に夢中になり、進路及び船位の確認を行っていないため、舵が右に取られていることに気付かず、福島北東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊漁船の船長は、航行中は釣り客等との会話に夢中にならず、常に進路及び船位の確認を行うこと。 ・ 遊漁船の船長は、乗揚等の不測の事態が発生したときには、海上保安庁に通報して支援を仰ぐこと。 ・ 遊漁船の船長は、浅所に乗り揚げた場合には、被害が拡大しないよう船固めを行い、やむを得ない場合を除き、保船要員を残し、船体を無人の状態では放置しないこと。

付図1 事故発生経過概略図

